

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日の翌日)

目次
◇人委規則 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

人事委員会規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十年八月二十六日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十三号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年八月鳥取県人事委員会規則第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条中「職を有する」を削る。

別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

機 関		職 員	
議会の事務局	局長 課長 課長補佐 室長 総務課秘書係長		
本 庁	部長 次長 課長 室長 参事 主査 課長補佐 室長 補佐 副参事 総務室長 財政課総括主計員 財政課主計員 秘書課秘書第一係長 秘書課秘書第二係長 総務管財課管理係長 広報文書課法制係長 人事課人事係長 人事課給与係長 人事課能率係長 職員厚生課厚生係長 財政課財政係長 水産課取締船長 人事課人事係員(企画に関する事務を行う係員に限る。) 人事課給与係員(企画に関する事務を行う係員に限る。) 人事課能率係員(企画に関する事務を行う係員に限る。)		
東京事務所	所長 次長 部長		
大阪事務所	所長 次長 部長		
北九州事務所	所長		
名古屋事務所	所長		
自治研修所	所長 次長		
県税事務所	所長 次長 総務課長		
福祉事務所	所長 次長 総務課長		

事															
衛生研究所	保健所	消費生活センター	保育専門学院	鳥取療育園	整肢学園	積善学園	皆成学園	喜多原学園	婦人相談所	児童相談所	岩井長者寮	母来寮	第一更生指導所	精神薄弱者更生相談所	身体障害者更生相談所
所長 総務課長	所長 次長 総務課長	所長	院長 次長	園長 次長	園長 事務長 総婦長	園長 次長	園長 次長	園長 次長	所長	所長 次長	寮長 次長	寮長 次長	所長 次長	所長	所長

務 事															
中小家畜試験場	畜産試験場	野菜試験場	果樹試験場	農業試験場	農業改良普及所	地方農林振興局	専修職業訓練校	内職相談所	労政事務所	食品加工研究所	商工指導所	工業試験場	計量検定所	高等看護学院	病院
場長 総務課長	場長 分場長 総務課長	場長 分場長 総務課長	場長 総務課長	場長 次長 総務課長	所長	局長 課長	校長 次長	所長	所長	所長 総務課長	所長	場長 分場長 総務課長	所長	院長	院長 副院長 医長 科長 薬剤長 事務長 総婦長

局													部		
鳥取空港	土木出張所	久米ヶ原土地改良事業所	大山農地開発局	境港水産物地方卸売市場	水産試験場	水産事務所	林業試験場	蚕業指導所	繭検定所	種畜場	家畜病性鑑定所	家畜保健衛生所	営農研修館	農業経営大学校	蚕業試験場
空港事務所長	所長 次長 課長	所長	局長	場長	場長 分場長 総務課長 船長	所長	場長 総務課長	所長	所長 次長	場長 分場長	所長	所長	館長	校長 次長	場長 総務課長

務 事 の 会 員 委 育 教					出納室	所 都 市 開 発 事 務		
教		局 務 事 会 員 委 育 教				所 都 市 開 発 事 務	所 都 市 開 発 事 務	所 都 市 開 発 事 務
博物館	図書館	教育研修センター	武道館	教育事務所	本庁	所長	所長	所長
館長 次長 管理課長	館長 次長 分館長	所長 次長 庶務課長	館長	所長 学事係長 学事係係員 (人事関係の企画に関する事務を行う係員に限る。)	教育長 次長 課長 参事 主査 課長補佐 総務課総務室長 総務課管理係長 総務課議事秘書係長 教職員課給与係長 教職員課学務係長 教職員課人事第一係長 教職員課人事第二係長 総務課管理係係員 (人事関係の企画に関する事務を行う係員に限る。)	副出納長 出納室長 課長 課長補佐 会計課出納係長	所長	所長 次長 総務課長

部	局				
	育 機 関				
	青年の家	高等学校	幼稚園	盲学校	聾学校 ろう学校
局長	校長 教頭 舎監長 事務長 船長 機関長	園長 教頭	校長 教頭 事務長	校長 教頭 事務長	局長 局長 次長 課長 係長 主任
局長	局長 次長 課長	局長 次長	局長 次長	局長 次長	局長
局長	局長	局長	局長	局長	局長

備考

- この表中「課長補佐」とは、課長補佐のうち人事、給与、服務、予算、庶務又は庁内取締りに関する事務を行う課長補佐をいう。
- この表の知事の事務部局の項中「本庁」とは、鳥取県行政組織規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号）第二条第二項に規定する本庁をいう。
- この表の知事の事務部局の本庁の項中「室長」とは、鳥取県行政組織規則第六条第一項の規定により課として置かれた室の長をいう。

4 この表中「参事」とは、参事のうち職員の服務に関して監督的地位にある参事又は人事、給与、服務、予算若しくは庶務に関する事務に参画する参事をいう。

5 この表中「主査」とは、主査のうち人事、給与、服務、予算又は庶務に関する事務を分担する主査をいう。

6 この表中「室長補佐」とは、室長補佐のうち庶務に関する事務を行う室長補佐をいう。

7 この表中「副参事」とは、副参事のうち庶務に関する事務を行う副参事をいう。

8 この表の知事の事務部局の本庁以外の機関の項及び教育委員会の事務部局等の教育機関の項中「次長」とは、次長のうち庶務に関する事務を行う次長をいう。

9 この表の知事の事務部局の東京事務所の項及び大阪事務所の項中「部長」とは、部長のうち庶務に関する事務を行う部長をいう。

10 この表の教育委員会事務局の項中「本庁」とは、教育委員会事務局のうち教育事務所及び武道館を除いたものをいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 取 県

【定価一部一箇月五百円（送料を含む。）】